

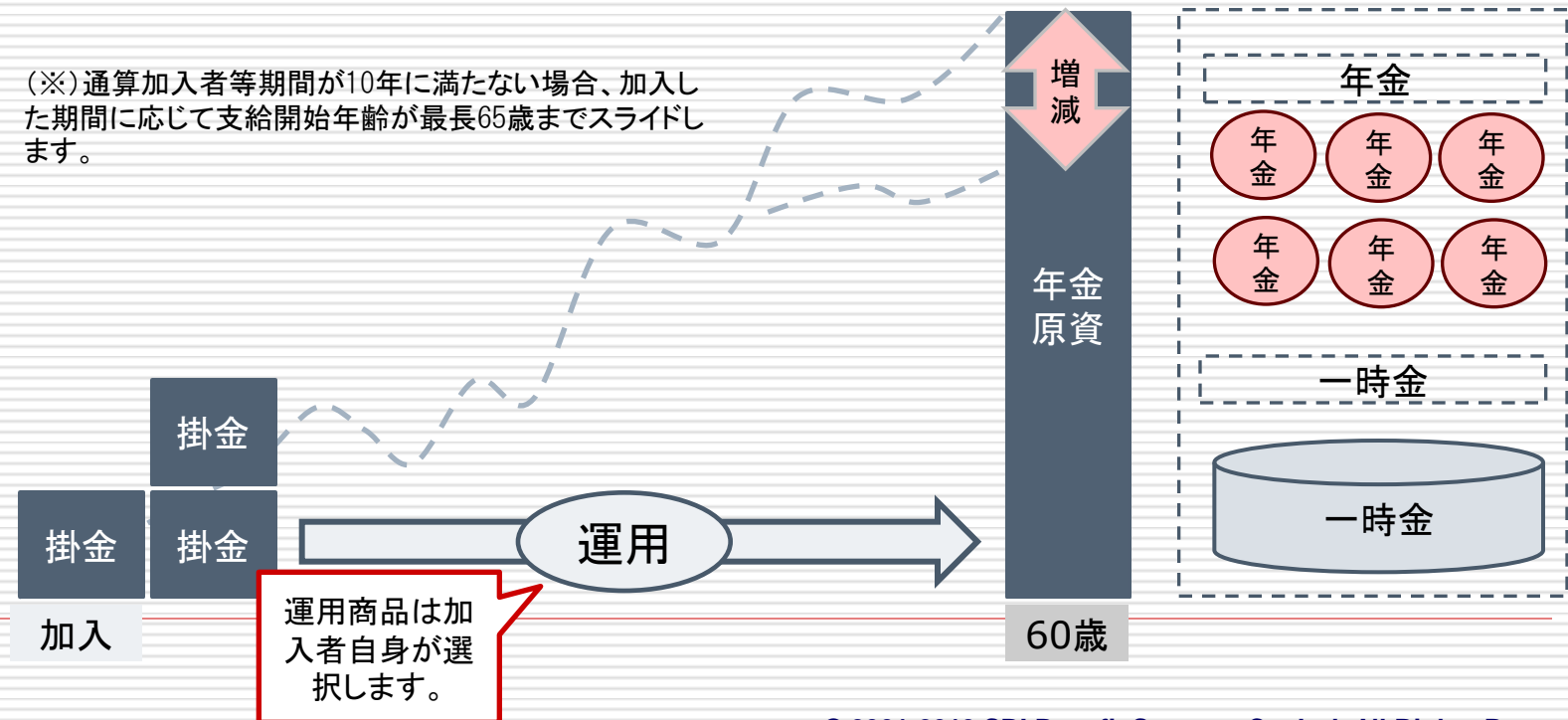
中小企業のための
選択制の制度設計について

SBIベネフィット・システムズ株式会社

確定拠出年金(DC)とは

- 事業主が毎月掛金を拠出、加入者の確定拠出年金口座に入金します。
- 加入者は自身の判断で運用商品の選択、変更を行うことができます。受取金額は運用成果によって異なります。
- 原則60歳で受給権を取得^(※)し、年金又は一時金で受け取ります。

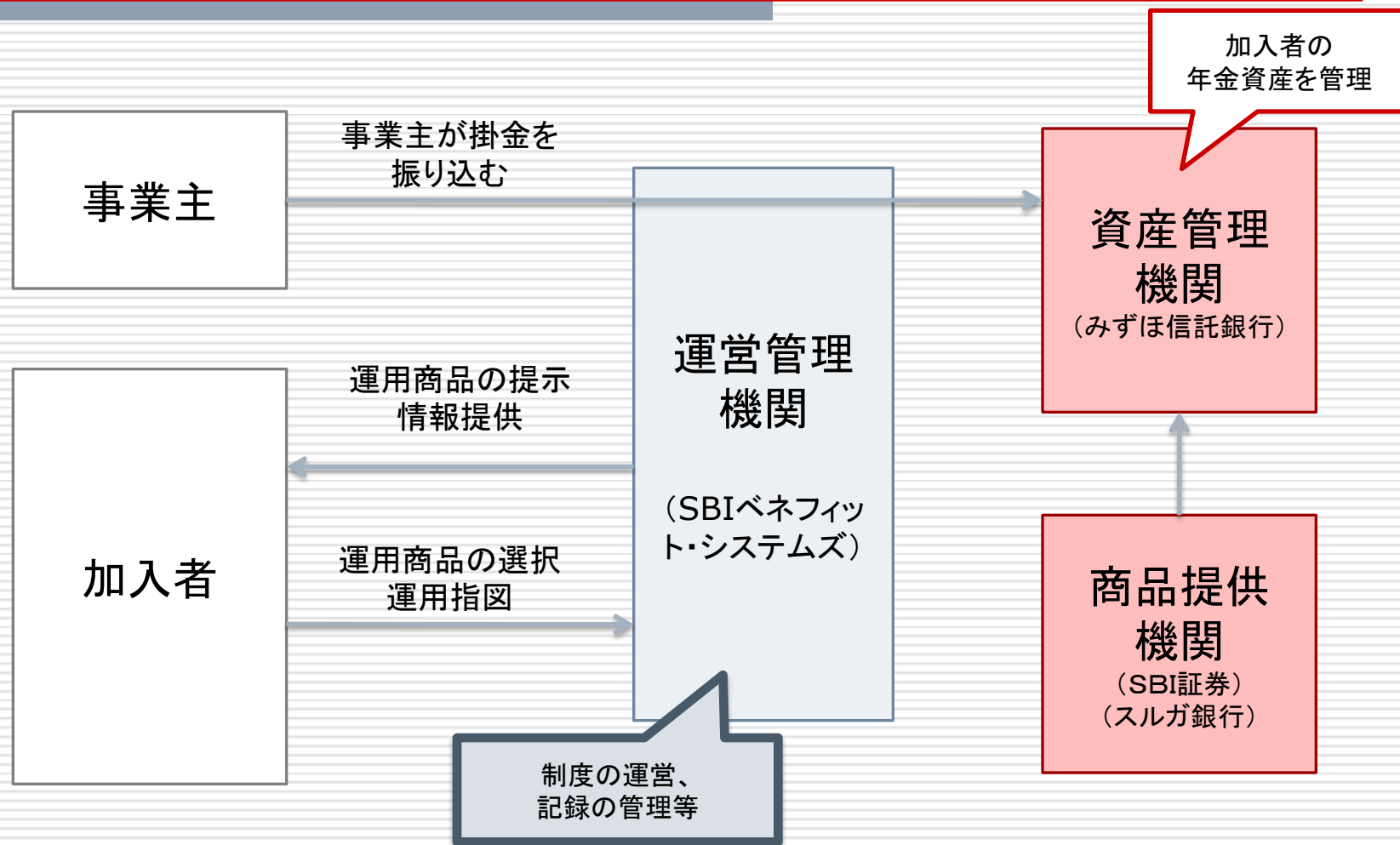
(※)通算加入者等期間が10年に満たない場合、加入した期間に応じて支給開始年齢が最長65歳までスライドします。



日本の年金制度概要



確定拠出年金 運営の仕組み



確定拠出年金はなぜ嫌われたのか

- 確定拠出年金(DC) = 退職金(大企業)
- 退職金制度の一部を確定拠出年金に変更(移換)



- 確定拠出年金に想定利率(予定利率)2%~4%を設定
⇒ 運用リスクを従業員に転嫁

選択制とは

- 中小企業が最も導入しやすい制度設計
- 選択制確定拠出年金 \neq 退職金
= 自助努力の積立制度

考え方) 福利厚生制度として、役員・従業員のための
税制上有利な積立年金制度を構築する

選択制の導入方法

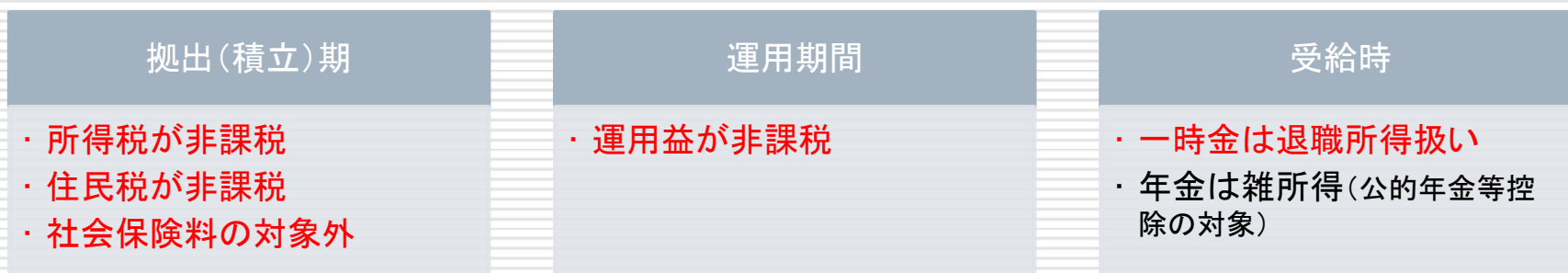
- 現行給与を減額し※、減額分と同額の「生涯設計手当」を新設
(不利益変更とならないよう、実質の支給金額は変わらないように設計します。)
- 生涯設計手当は、その一部または全部を確定拠出年金の掛金とするか、給与として受け取るか、選択権を従業員に付与
- 確定拠出年金の掛金を選択した場合、税金(所得税・住民税)や社会保険料の算定の対象外 (給与を選択した場合は税効果、社会保険料効果はなし)



※給与減額は従業員への十分な説明と同意が必要です。

選択制導入の目的

確定拠出年金の税制の優遇措置



他の年金制度よりも有利に老後資金を確保できるから！

- ・ 税制は将来変更される可能性があります。税制の詳細については税務署または税理士等の専門家にご相談ください。
- ・ 確定拠出年金では、拠出時や運用時の課税が給付時まで繰り延べられます。その延滞利息として年金資産に特別法人税が年1.173% (国税1% 地方税0.173%)が課税されますが、2014年3月まで課税が凍結されています。

(参考)退職所得控除

もっとも優遇された税制

1 退職所得の計算方法

(収入金額(源泉徴収される前の金額)－退職所得控除額)×1/2＝退職所得の金額

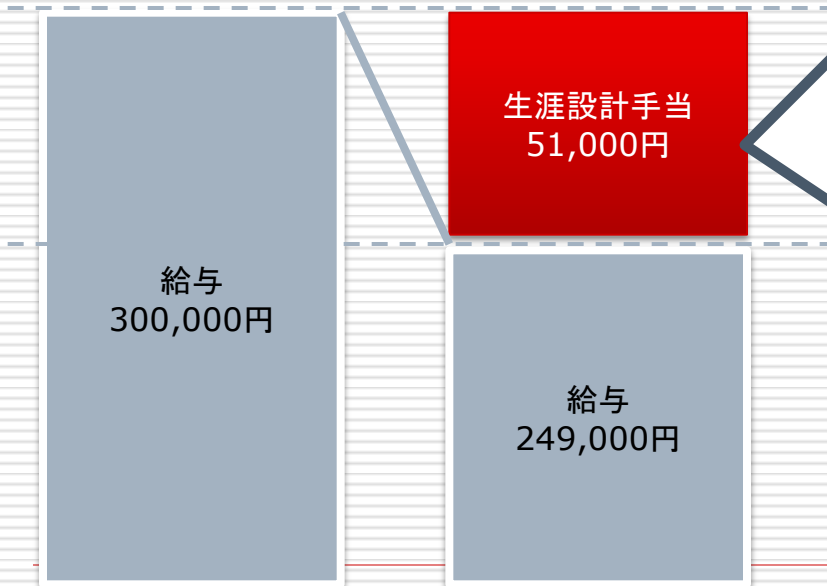
2 退職所得控除額の計算方法

退職所得控除額の計算の表	
勤続年数=A	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円＋70万円×(A-20年)

- ・勤続30年の退職所得控除＝1,500万円
- ・勤続40年の退職所得控除＝2,200万円

選択制の制度設計

- 従業員のライフプランに応じて確定拠出年金の掛金と生涯設計前払金(給与と併せて受取)の受け取り方法を選択
- 一度決めた選択コースを従業員のライフプランに合わせて変更すること可能(年一回、掛金額の見直しをすることができます。)



選択コース	確定拠出年金掛金	生涯設計前払金
1	0円	51,000円
2	3,000円	48,000円
3	4,000円	47,000円
4	5,000円	46,000円
5	6,000円	45,000円
	↓	↓
50	51,000円	0円

*ただし、一度、確定拠出年金掛金を選択すると掛金0円(選択コース1)を選択することは出来ません

確定拠出年金 掛金拠出の効果

税制効果、社会保険料の軽減効果

(月額給与30万円の社員が毎月2万円を拠出した場合)

年齢	34
給与(月額)	300,000
確定拠出年金掛金(月額)	20,000

	現状①		確定拠出年金加入後②		導入効果③(②-①)	
	月額	年額	月額	年額	月額	年額
給与	300,000	3,600,000	300,000	3,600,000	-	-
確定拠出年金掛金	0	0	20,000	240,000	-	-
差引給与額	300,000	3,600,000	280,000	3,360,000	-	-
厚生年金保険 (標準報酬等級)	25,149 18等級 -	301,788	23,472 17等級 -	281,664	-1,677	-20,124
健康保険 (標準報酬等級)	14,955 22等級 -	179,460	13,958 21等級 -	167,496	-997	-11,964
雇用保険料	1,500	18,000	1,400	16,800	-100	-1,200
社会保険料合計	41,604	499,248	38,830	465,960	-2,774	-33,288
課税所得(所得税)	-	1,030,000	-	896,000		
所得税(百円未満切捨) (所得税率)		51,500 5%		44,800 5%		-6,700
課税所得(住民税)	-	1,080,000	-	946,000		
住民税 (住民税率)		108,000 10%		94,600 10%		-13,400
					社会保険料+所得税+住民税の減額合計	-53,388

留意点

- ① 標準報酬等級が下がることにより、将来支給される老齢厚生年金の額が減少します。
- ② 厚生年金保険料は平成24年9月分からの厚生年金保険料額表を使用しています。
- ③ 健康保険料は東京の平成24年4月納付分の保険料率を使用しています。
- ④ 住民税の減税効果は翌年の減税効果となります。

(参考)健康保険・厚生年金保険 保険料額表

平成25年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- 健康保険料率:平成24年3月分～適用
- 厚生年金保険料率:平成24年9月分～平成25年8月分適用
- 介護保険料率:平成24年3月分～適用
- 児童手当拠出金率:平成24年4月分～適用

(東京都)

(単位:円)

標準報酬			報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)				
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者等		坑内員・船員		
等級	月額	日額			9.97%		11.52%		16.766%※		17.192%※	
			円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
16(12)	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	18,943.0	9,471.5	21,888.0	10,944.0	31,855.40	15,927.70	32,664.80	16,332.40
17(13)	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	19,940.0	9,970.0	23,040.0	11,520.0	33,532.00	16,766.00	34,384.00	17,192.00
18(14)	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	21,934.0	10,967.0	25,344.0	12,672.0	36,885.20	18,442.60	37,822.40	18,911.20
19(15)	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	23,928.0	11,964.0	27,648.0	13,824.0	40,238.40	20,119.20	41,260.80	20,630.40
20(16)	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	25,922.0	12,961.0	29,952.0	14,976.0	43,591.60	21,795.80	44,699.20	22,349.60
21(17)	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	27,916.0	13,958.0	32,256.0	16,128.0	46,944.80	23,472.40	48,137.60	24,068.80
22(18)	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	29,910.0	14,955.0	34,560.0	17,280.0	50,298.00	25,149.00	51,576.00	25,788.00
23(19)	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	31,904.0	15,952.0	36,864.0	18,432.0	53,651.20	26,825.60	55,014.40	27,507.20
24(20)	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	33,898.0	16,949.0	39,168.0	19,584.0	57,004.40	28,502.20	58,452.80	29,226.40
25(21)	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	35,892.0	17,946.0	41,504.0	20,752.0	60,357.60	30,178.80	61,891.20	30,945.60

健康保険料

給与30万円 : 等級22 従業員が負担する保険料 14,955円
 給与28万円 : 等級21 従業員が負担する保険料 13,958円

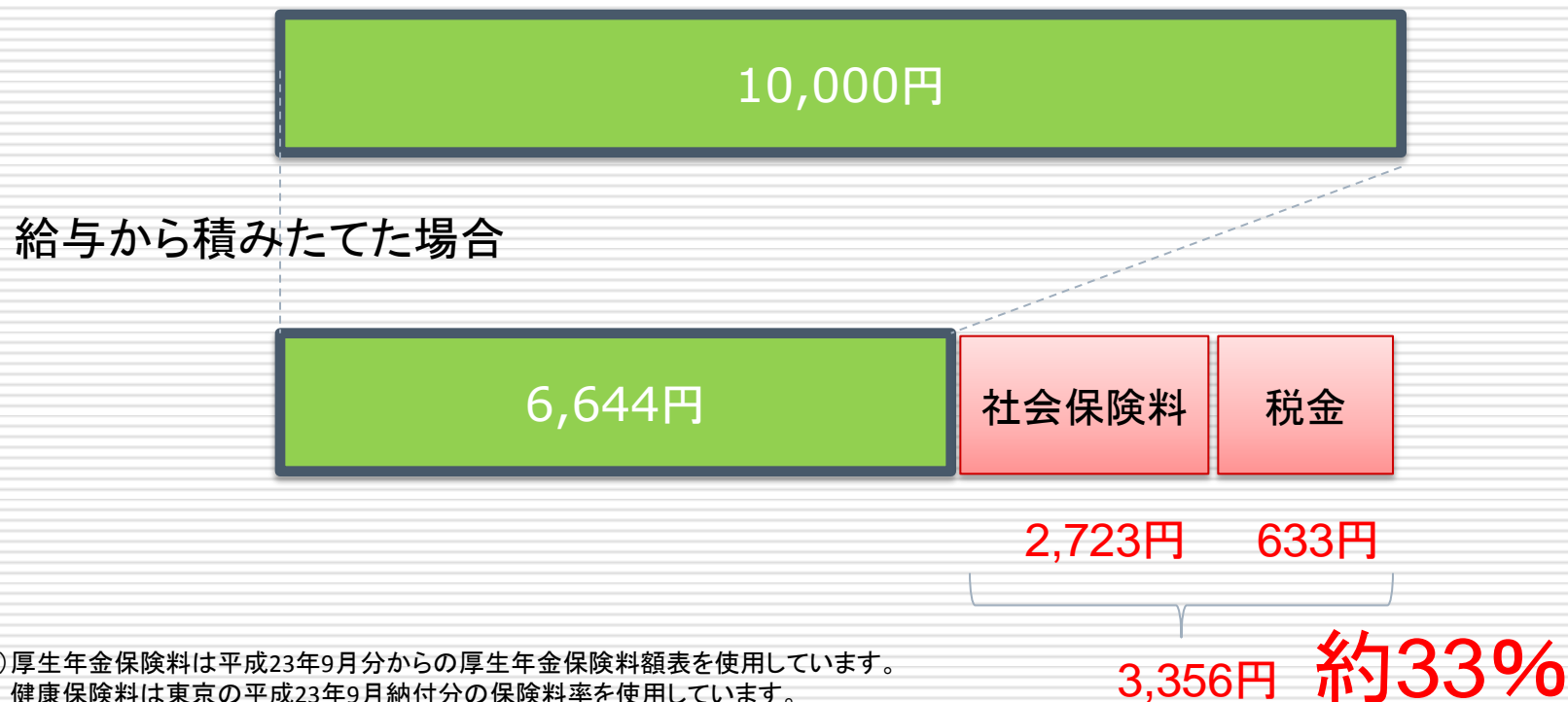
厚生年金保険料

給与30万円 : 等級18 従業員が負担する保険料 25,149円
 給与28万円 : 等級17 従業員が負担する保険料 23,472円

同じ月額1万円の積立でも

月額給与25万円の社員が毎月1万円を拠出した場合

確定拠出年金の場合



(注)厚生年金保険料は平成23年9月分からの厚生年金保険料額表を使用しています。
健康保険料は東京の平成23年9月納付分の保険料率を使用しています。
住民税の減税効果は翌年の減税効果となります。

役員加入の税効果

年齢	50
給与(月額)	2,000,000
確定拠出年金掛金(月額)	51,000

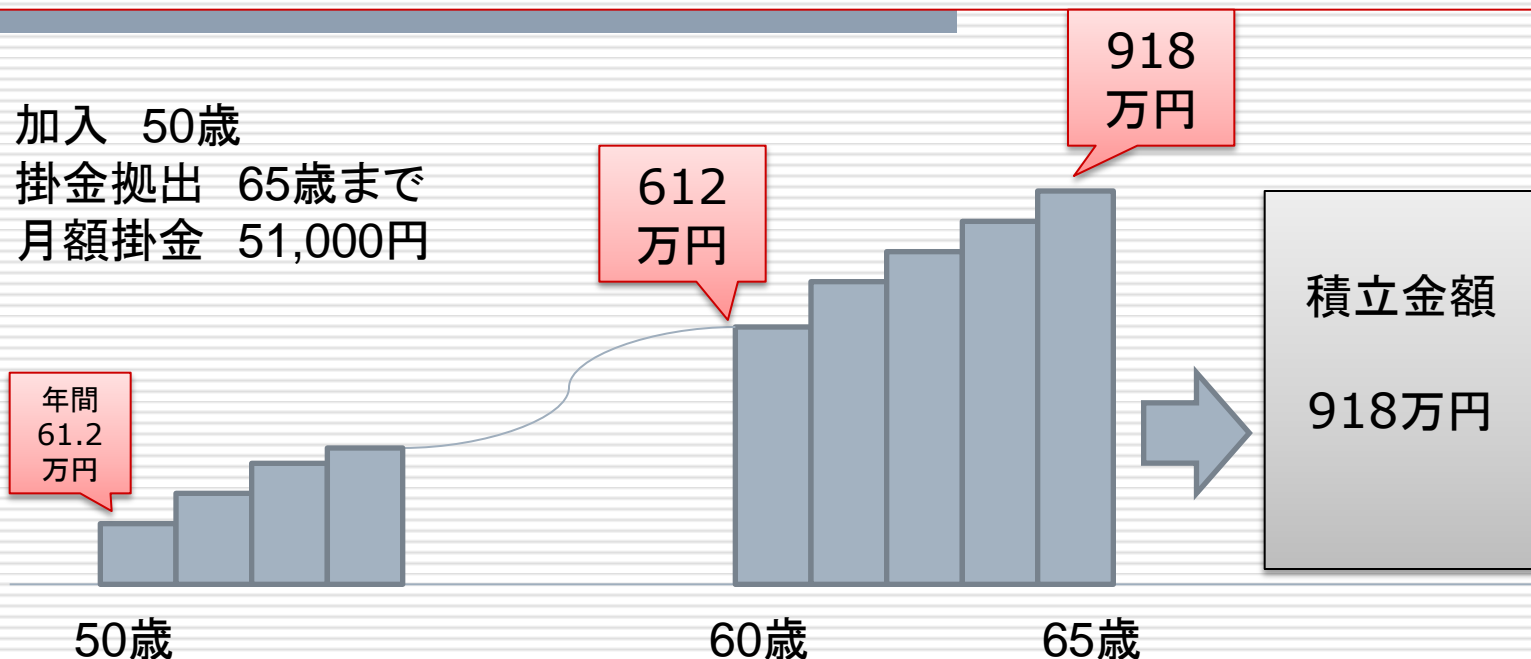
	現状①		確定拠出年金加入後②		導入効果③(②-①)	
	月額	年額	月額	年額	月額	年額
給与	2,000,000	24,000,000	2,000,000	24,000,000	-	-
確定拠出年金掛金	0	0	51,000	612,000	-	-
差引給与額	2,000,000	24,000,000	1,949,000	23,388,000	-	-
厚生年金保険 (標準報酬等級)	51,974 30等級 -	623,688	51,974 30等級 -	623,688	0	0
健康保険 (標準報酬等級)	69,696 47等級 -	836,352	69,696 47等級 -	836,352	0	0
雇用保険料	10,000	120,000	9,745	116,940	-255	-3,060
社会保険料合計	131,670	1,580,040	131,415	1,576,980	-255	-3,060
課税所得(所得税)	-	18,709,000	-	18,131,000		
所得税(百円未満切捨) (所得税率)	-	7,483,600 40%	-	7,252,400 40%		-231,200
課税所得(住民税)	-	18,759,000	-	18,181,000		
住民税 (住民税率)	-	1,875,900 10%	-	1,818,100 10%		-57,800
社会保険料+所得税+住民税の減額合計						-292,060

役員退職所得の計算例

加入 50歳

掛金拠出 65歳まで

月額掛金 51,000円



掛金の税効果: $29.2\text{万円} \times 15\text{年間} = \underline{438\text{万円}}$

退職所得の計算: $\{918\text{万円} - (40\text{万円} \times 15\text{年})\} \div 2 = 159\text{万円}$

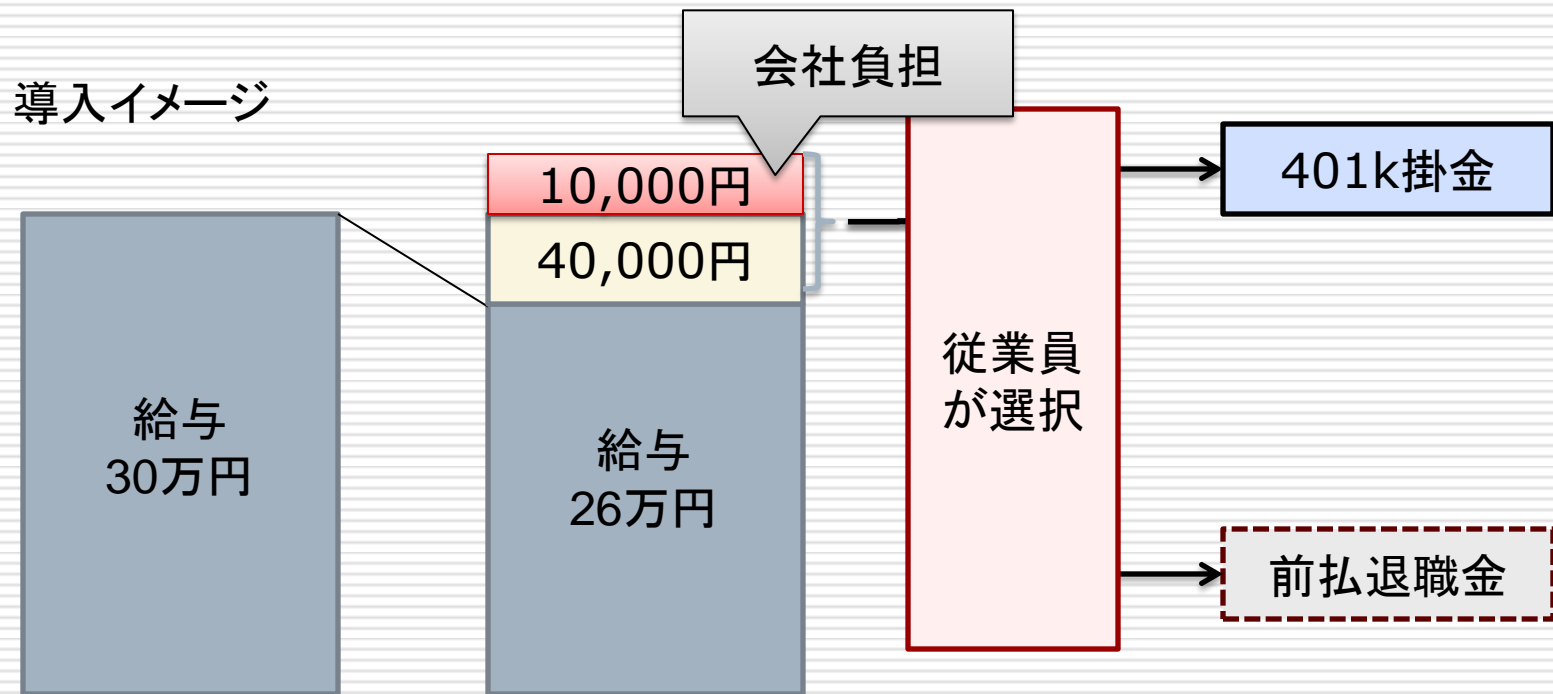
分離課税: $159\text{万円} \times 15\%$ (所得税5%、住民税10%と仮定) = **23.9万円 (納税額)**

選択制のメリット、デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">① <u>掛金は全額所得税、住民税の対象外</u>② <u>社会保険料の算定基礎の対象外</u>③ <u>運用益が非課税</u>(キャピタルゲイン非課税)④ <u>老齢給付金の一時金は退職所得扱い</u>	<ul style="list-style-type: none">① <u>中途の引き出しは原則不可</u> (老齢給付金の受給権取得は60歳)② <u>一旦加入した者は掛金停止できない</u>③ 加入者等期間が10年未満の場合、 受給が最長65歳までスライド④ 社会保険料の等級引下げによる将来の 公的年金受給金額の減少

制度設計例(一部会社負担)

掛金原資は給与減額分(40,000円)+会社拠出(10,000円)



ご注意事項

- ・本資料(サービス)は確定拠出年金の導入を検討されている事業主の方向けに、確定拠出年金の仕組みや内容を理解していただくことを目的として、SBIベネフィット・システムズ株式会社が作成しております。
- ・本資料(サービス)は、現時点での確定拠出年金に関する法令諸規則、および実務の解釈、税法、社会保険を基に作成しておりますが、全てを網羅するものではなく、あくまでも仕組みの概要を述べたものにとどまり、内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

運営管理機関登録115

SBIベネフィット・システムズ株式会社